

## 高知県人権擁護啓発事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県人権擁護啓発事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、基本的人権の擁護・啓発を図るため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第16条第2項の規定に基づき組織した高知県人権擁護委員連合会（以下「補助事業者」という。）が行う別表に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費に対して予算の範囲内で補助する。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付の申請)

第3条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式による補助金交付申請書とし、補助事業者は、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

### (補助金等の交付の決定)

第4条 知事は、前条の規定により補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該交付の申請の内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するもの

と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であるとき。

- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
  - (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
  - (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
  - (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
  - (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
  - (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
  - (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 知事は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

#### (補助の条件)

第5条 補助事業者は、補助事業の内容の変更、事業項目間の経費の配分変更等（中止又は廃止を含む。）をする場合は、事前に別記第2号様式による事業計画変更（中止・廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、事業項目間の経費の配分変更のうち軽微なもの（それぞれの配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の変更をいう。）を除く。

- 2 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- 3 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (グリーン購入)

第6条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高

知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第7条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(概算払)

第8条 補助事業者は補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第3号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式による実績報告書とし、補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第3項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第3項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(附 則)

1 この要綱は、平成30年5月7日から施行する。

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第2項、第7条及び第9条第3項の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
人権擁護啓発事業	1 消耗品費 2 印刷製本費 3 通信運搬費 4 会場使用料及び賃借料 5 1 から 4 までに掲げるもののほか、 知事が必要であると認める経費	定額

別記

第1号様式（第3条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者

住所

氏名

生年月日

年 月 日

### 補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第3条及び高知県人権擁護啓発事業費補助金交付要綱第3条の規定により、高知県人権擁護啓発事業費補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助金交付申請額
- 3 添付書類
  - (1) 事業計画書（別紙1）
  - (2) 収支予算書（別紙2）
  - (3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書（県税の納税義務がない場合は申立書（別紙3））

別紙1

事業計画書

事業（内容）項目	実施月日 （期間）	所要経費	左の積算基礎 （節内訳）
		千円	
計			

別紙2

収 支 予 算 書

収入の部

(単位：千円)

項目	予算額	備考
合計		

支出の部

項目	予算額	備考
合計		

別紙3

申 立 書

高知県人権擁護啓発事業費補助金の交付の申請をするに当たり、当団体は県税の納税義務がないことを申し立てます。

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

第2号様式（第5条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者  
住所  
氏名

事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号により交付の決定を受けました高知県  
人権擁護啓発事業費補助金の内容及び経費の配分を変更（中止・廃止）したいので、高知  
県人権擁護啓発事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

補助事業の種類	変更前	変更後	差引き増減	
			金額	変更理由
	千円	千円	千円	
合計				

第3号様式（第8条関係）

補助金概算払請求書

金 円也

上記高知県人権擁護啓発事業費補助金（高知県指令 高人権第 号）を概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額 円

既 交 付 額 円

今 回 請 求 額 円

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者

住 所

氏 名

口座振替の場合の振込金融機関

第4号様式（第9条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名

実 績 報 告 書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号により交付の決定通知がありました  
高知県人権擁護啓発事業費補助金について、高知県人権擁護啓発事業費補助金交付要綱第  
9条第1項の規定によりその実績を報告します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施期間
- 3 事業の成果
- 4 口座振替の場合の振込金融機関
- 5 添付書類  
(1) 事業実績書（別紙1）  
(2) 収支決算書（別紙2）

別紙1

事業実績書

事業（内容）項目	実施月日 （期間）	所要経費 （単位：円）	左の積算基礎 （節内訳）
		円	
計			

別紙2

収 支 決 算 書

収入の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
合計			

支出の部

項目	予算額	決算額	備考
合計			

第5号様式（第9条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所  
氏 名

高知県人権擁護啓発事業費補助金  
に係る消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付 第 号で交付の決定（又は変更決定）を受けました補助金について、高知県人権擁護啓発事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 該当事業
- 2 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額（補助金交付決定額）  
金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額（要県費補助金返還相当額）  
金 円
- 4 概要

（注1）事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書（写し）その他参考となる資料を添付してください。

（注2）補助金返還がない場合「4 概要」へ、返還がない理由を記載してください。